

香里ヶ丘看護専門学校学則

第1章 総則

(目的)

第1条 香里ヶ丘看護専門学校（以下「本校」という）は、豊かな人間性を養い、専門職として看護に必要な知識、技術、態度を修得し、広く社会に貢献できる人材を育成することを目的とする。

(名称)

第2条 本校は香里ヶ丘看護専門学校と称する。

(位置)

第3条 本校は大阪府枚方市宮之下町8番8号に置く。

(課程・学科・定員)

第4条 本校の課程、学科及び定員は次の通りとする。

課程名	学科名	入学定員	学級数	総定員	備考
看護専門課程	看護学科 (3年課程)	80名	2	240名	昼間全日制

第2章 修業年限・在学期間・学年及び休業日

(修業年限・在学期間)

第5条 修業年限は、3年とする。

2 在学期間は、6年を限度とする。

(学年・学期)

第6条 本校の学年は4月1日から始まり、翌年3月31日に終わる。

2 学期は次の2学期とする。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月31日まで

(休業日)

第7条 本校の休業日は次の通りとする。

(1) 土曜日及び日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律に定める休日

(3) 創立記念日

(4) 季節休暇（夏期・冬期・春期）

2 学校長は必要により、前項の休業日を変更することがある。

3 第1項に定めるものの他、臨時に休業を必要とする場合は、学校長がその都度定める。

第3章 教育課程及び単位数

(授業科目及び単位数)

第8条 本校の授業科目及び単位数は、別表1に定めるとおりである。

(単位の計算方法)

第9条 各授業科目の単位数は、次の基準により計算するものとする。

講義及び演習については15時間から30時間、実験、実習（臨地実習含む）及び実技については30時間から45時間の授業時間数をもって1単位とする。

第4章 成績の評価・単位の認定

(成績の評価)

第10条 成績の評価は、試験その他の審査により行う。

- 2 臨地実習の評価は、実習評価表に基づいて行う。
- 3 各授業科目の出席時間が当該授業科目の3分の2以上の場合には受験資格を得ることができる。臨地実習においては、各科目の出席時間が5分の4以上の場合には、評価資格を得ることができる。
- 4 病気その他特別な理由により、試験を受けることができなかった者に対して、追試験・追実習を行うことができる。

(単位の認定)

第11条 学校長は単位認定会議の審査により合格者には、単位を認定する。

(入学前の既修得単位の認定)

第12条 放送大学やその他の大学若しくは高等専門学校又は以下の資格に係る学校若しくは養成所で、保健師助産師看護師学校養成所指定規則別表第3に規定されている教育内容と同一内容の科目を履修した者の単位の認定については、本人からの申請に基づき個々の既修の学習内容を評価し、本校における教育内容に相当するものと認められる場合には、別表1に定める総取得単位数の2分の1を超えない範囲で本校における履修に替えることができる。

- ・ 歯科衛生士 ・ 診療放射線技師 ・ 臨床検査技師 ・ 理学療法士
- ・ 作業療法士 ・ 視能訓練士 ・ 臨床工学技士 ・ 義肢装具士
- ・ 救急救命士 ・ 言語聴覚士

- 2 社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年法律第30号)第40条第2項第1号の規定に該当する者が入学する場合は、当該者が社会福祉士及び介護福祉士法施行規則等の一部を改正する省令(平成20年厚生労働省令第42号)による改正前の社会福祉士介護福祉士学校養成施設指定規則(昭和62年厚生省令第50号)別表第4に定める基礎分野又は社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則別表第4若しくは社会福祉士介護福祉士学校指定規則(平成20年文部科学省厚生労働省令第2号)別表第4に定める「人間と社会」の領域に限り本人からの申請に基づき個々の既修の学習内容を評価し、本校における教育内容に相当するものと認められる場合には、保健師助産師看護師養成所指定規則別表3に定める基礎分野の履修に替えることができる。

第5章 入学・退学・転学・転入学・休学・復学

(入学の時期)

第13条 入学の時期は4月1日とする。

(入学資格)

第14条 本校に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者。

(2) 学校教育法施行規則第183条の定めるところにより、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者。

(入学の出願)

第15条 本校に入学を志願する者は、別表2に定めた入学検定料を納め、その他別に定める出願方法に従い、所定の期日までに願い出る。

(入学者の選考)

第16条 学校長は入学を志願する者に対しては、別に定めるところにより選考を行う。

(入学手続き及び入学の許可)

第17条 前条の選考で合格した者は、指定の期日までに所定の書類を提出し、別表2に定める入学金を納める。

2 学校長は前項の手続きを完了した者に対し、入学を許可する。

(退学)

第18条 病気その他の理由により退学しようとする者は、所定の用紙で届け出、学校長の許可を得る。

(除籍)

第19条 学校長は、次の各号のいずれかに該当する学生を除籍することができる。

(1) 正当な理由がなく別表2に定める学生納付金を滞納し、且つ、督促期間内に納入しない者。

(2) 死亡または行方不明の届け出のあった者。

(転学)

第20条 転学を希望する者は、所定の用紙で届け出、学校長の許可を得る。

(転入学)

第21条 転入学を希望する者は、欠員があり教育計画及び学科の進度が同程度で、且つ、その他特別な理由があると認めた場合に、選考の結果許可することがある。

2 転入学を許可された場合、所定の手続を期日までに行う。

3 学校長は前項の手続を完了した者に対し、転入学を許可する。

(休学)

第22条 病気その他特別な理由により引き続き3ヶ月を超えて欠席する者は、所定の手続により、学校長の許可を得て休学することができる。

2 休学期間は、1年を超えることができない。

3 休学期間は、第5条の在学期間に算入しない。

4 休学期間は、通算して3年を超えない。

5 休学期間は、在籍料を納入する。

(復学)

第23条 休学の理由がなくなり復学を希望する者は、所定の手続きにより、学校長の許可を得て復学することができる。

第6章 卒業

(卒業の認定)

第24条 学校長は単位認定会議を経て、第8条に定める授業科目105単位の単位認定を受けた者について卒業を認定する。

2 欠席日数が出席すべき日数の3分の1を超える者については、原則として卒業を認めない。

3 学校長は卒業を認定した者に対し、卒業証書を授与する。

(専門士の称号)

第25条 本校看護専門課程看護学科の卒業を認定されたものは、学校教育法第131条の2及び学校教育法施行規則第186条に基づき、専門士と称することができる。

第7章 賞罰

(表彰)

第26条 学校長は、表彰に値する学生に対し表彰する。

(懲戒)

第27条 学校長は、学則、学則施行細則及び各種規程に違反し、又は学生の本分に反する行為があった者は、所定の手続によって懲戒する。

2 懲戒の種類は訓告、停学、退学とする。

第8章 教職員組織

(教職員)

第28条 本校に次の教職員を置く。

- | | |
|-----------------------|-------|
| (1) 学校長 | 1名 |
| (2) 副学校長 | 1名 |
| (3) 教務主任 | 1名 |
| (4) 実習調整者 | 1名 |
| (5) 専任教員 | 10名以上 |
| (6) 実習指導教員 | 2名以上 |
| (7) 兼任教員 | 必要数 |
| (8) 学校医 | 1名 |
| (9) 事務員（事務課長・教務事務を含む） | 3名以上 |
| (10) 司書 | 1名 |
| (11) カウンセラー | 1名 |
| (12) その他必要な職員 | 1名以上 |

- 2 教職員の所掌業務は別に定める。

第 9 章 会議等

(会議等)

第 29 条 本校の円滑な運営と教育の充実と向上をはかるため、各種会議を設ける。

- 2 学校の管理運営に関する事項を協議決定し、学校運営を円滑に行うため、管理会議を置く。管理会議の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。
- 3 教育と学生に関する具体的事項を協議し、教育効果向上をはかるため、教員会議を置く。教員会議の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。
- 4 その他の会議の運営に関しては別に定める。

第 10 章 健康管理

(健康管理)

第 30 条 学生の健康保持を目的に、年 1 回以上の定期健康診断を実施する。

- 2 健康管理に関する規定は別に定める。

第 11 章 入学金・授業料等

(入学金及び授業料等)

第 31 条 入学検定料、入学金及び授業料等については別表 2 に定める。

- 2 入学を許可された者は、授業料など必要諸経費を定められた期間に納入する。

第 12 章 図書室

(図書室)

第 32 条 本校に図書室を設置し学生及び教職員の利用に供する。

- 2 図書室の管理、利用については別に定める。

第 13 章 自己点検および自己評価

(自己点検・自己評価)

第 33 条 学校の教育水準の維持および向上を図り教育目的を達成するため、学校の教育活動の状況について自ら点検および評価を行うものとする。

- 2 自己点検および自己評価の運営に関しては、別に定める。

第 14 章 雑則

(細則)

第 34 条 この規則の施行に関して必要な細則は別に定める。

(付則) この学則は昭和 57 年 4 月 1 日より一部改正施行する。

この学則は昭和 58 年 4 月 1 日より一部改正施行する。

この学則は昭和 59 年 4 月 1 日より一部改正施行する。

この学則は昭和60年4月1日より一部改正施行する。

この学則は平成2年4月1日より一部改正施行する。

この学則は平成5年4月1日より一部改正施行する。

この学則は平成10年4月1日より一部改正施行する。

この学則は平成11年4月1日より一部改正施行する。

この学則は平成12年4月1日より一部改正施行する。

この学則は平成13年4月1日より一部改正施行する。

この学則は平成14年3月1日より一部改正施行する。

この学則は平成18年4月1日より一部改正施行する。

この学則は平成21年4月1日より一部改正施行する。

この学則は平成22年4月1日より一部改正施行する。

この学則は平成25年4月1日より一部改正施行する。

この学則は平成26年9月1日より一部改正施行する。

この学則は平成28年4月1日より一部改正施行する。

この学則は令和2年4月1日より一部改正施行する。

この学則は令和4年4月1日より一部改正施行する。

この学則は令和4年4月1日より一部改正施行する。ただし、令和3年度以前の入学者については従前の例による。

この学則は令和5年4月1日より一部改正施行する。

この学則は令和5年6月1日より一部改正施行する。ただし、第6条の規定は令和4年4月1日に遡及して適用する。

この学則は令和6年4月1日より一部改正施行する。ただし、令和5年度以前の入学者については従前の例による。

この学則は令和8年4月1日より一部改正施行する。ただし、令和7年度以前の入学者については従前の例による。

(別表1) 授業科目及び単位数

分野	教育内容	授業科目	講義		年次別					
			単位	時間	1年 単位 時間	2年 単位 時間	3年 単位 時間	単位	時間	単位 時間
基礎分野	科学的思考の基盤	物理学	1	15	1	15				
		情報科学Ⅰ	1	30	1	30				
		情報科学Ⅱ	1	30			1	30		
		国語表現法	1	30	1	30				
	人間と生活・社会の理解	心理学	1	30	1	30				
		人間関係論	1	30	1	30				
		コミュニケーション論	1	15	1	15				
		省察的実践法	1	15	1	15				
		保健体育	1	15	1	15				
		教育学	1	15			1	15		
		哲学	1	15			1	15		
		社会学	1	15			1	15		
		文化人類学	1	15			1	15		
		英語	1	30	1	30				
			14	300	9	210	5	90	0	0
専門基礎分野	人体の構造と機能	解剖生理学Ⅰ	1	30	1	30				
		解剖生理学Ⅱ	1	30	1	30				
		生化学	1	30	1	30				
		解剖生理学Ⅲ	1	30				1	30	
		解剖生理学Ⅳ	1	30				1	30	
	疾病の成り立ちと回復の促進	微生物学	1	15	1	15				
		病理学	1	15	1	15				
		栄養学	1	15	1	15				
		薬理学	1	15	1	15				
		病態治療論Ⅰ	1	30	1	30				
		病態治療論Ⅱ	1	30	1	30				
		病態治療論Ⅲ	1	30	1	30				
		病態治療論Ⅳ	1	30			1	30		
		病態治療論Ⅴ	1	30			1	30		
		病態治療論Ⅵ	1	30			1	30		
		看護病態治療論Ⅰ	1	30				1	30	
		看護病態治療論Ⅱ	1	30				1	30	
		看護病態治療論Ⅲ	1	30				1	30	
	健康支援と社会保障制度	生活者の健康	2	30	2	30				
		医療倫理	1	15				1	15	
		公衆衛生学	1	15				1	15	
		社会福祉学	1	15				1	15	
		関係法規	1	15				1	15	
			24	570	12	270	3	90	9	210
専門分野	基礎看護学	基礎看護学概論	1	30	1	30				
		看護師キャリア探究Ⅰ	1	30	1	30				
		看護師キャリア探究Ⅱ	1	30			1	30		
		基礎看護学援助論Ⅰ	1	30	1	30				
		基礎看護学援助論Ⅱ	1	30	1	30				
		基礎看護学援助論Ⅲ	1	30	1	30				
		基礎看護学援助論Ⅳ	1	30	1	30				
		基礎看護学援助論Ⅴ	1	30	1	30				
		基礎看護学援助論Ⅵ	1	30	1	30				
		基礎看護学援助論Ⅶ	1	15			1	15		
		基礎看護学援助論Ⅷ	1	15			1	15		
	地域・在宅看護論	地域・在宅看護論概論	1	30	1	30				
		地域・在宅看護論援助論Ⅰ	1	30	1	30				
		地域・在宅看護論援助論Ⅱ	1	30			1	30		
		地域・在宅看護論援助論Ⅲ	1	30			1	30		
		地域・在宅看護論援助論Ⅳ	1	15			1	15		
		地域・在宅看護論援助論Ⅴ	1	30				1	30	
	成人看護学	成人看護学概論	1	30	1	30				
		成人看護学援助論Ⅰ	1	30			1	30		
		成人看護学援助論Ⅱ	1	30			1	30		
		成人看護学援助論Ⅲ	1	30			1	30		
		成人看護学援助論Ⅳ	1	30			1	30		
	老年看護学	成人看護学援助論Ⅴ	1	30			1	30		
		老年看護学概論	1	30	1	30				
		老年看護学援助論Ⅰ	1	30	1	30				
		老年看護学援助論Ⅱ	1	15			1	15		
		老年看護学援助論Ⅲ	1	30			1	30		
	小児看護学	小児看護学概論	1	30	1	30				
		小児看護学援助論Ⅰ	1	30			1	30		
		小児看護学援助論Ⅱ	1	15			1	15		
	母性看護学	小児看護学援助論Ⅲ	1	30			1	30		
		母性看護学概論	1	15	1	15				
		母性看護学援助論Ⅰ	1	30			1	30		
		母性看護学援助論Ⅱ	1	30			1	30		
	精神看護学	母性看護学援助論Ⅲ	1	30			1	30		
		精神看護学概論	1	30	1	30				
		精神看護学援助論Ⅰ	1	30	1	30				
		精神看護学援助論Ⅱ	1	30	1	30				
	看護の統合と実践	精神看護学援助論Ⅲ	1	30			1	30		
		看護の統合と実践Ⅰ	1	30				1	30	
		看護の統合と実践Ⅱ	1	30				1	30	
		看護の統合と実践Ⅲ	1	30				1	30	
		看護の統合と実践Ⅳ	1	30				1	30	
		看護の統合と実践Ⅴ	1	30				1	30	
			44	1230	18	525	20	525	6	180
(専門分野 臨地実習)	基礎看護学実習Ⅰ		1	30	1	30				
	基礎看護学実習Ⅱ		2	80	2	80				
	地域・在宅看護論実習Ⅰ		1	30			1	30		
	地域・在宅看護論実習Ⅱ		2	60				2	60	
	地域・在宅看護論実習Ⅲ		2	60				2	60	
	成人・老年看護学実習Ⅰ		2	90			2	90		
	成人・老年看護学実習Ⅱ		2	90			2	90		
	小児看護学実習		2	60				2	60	
	母性看護学実習		2	60				2	60	
	精神看護学実習		3	90			3	90		
	統合実習Ⅰ		2	80				2	80	
	統合実習Ⅱ		2	90				2	90	
			23	820	3	110	8	300	12	410
合計			105	2920	42	1115	36	1005	27	800

(別表 2)

学生納付金の種類及び金額

	看護学科（3年課程）
入学検定料	27,000円
入学金	200,000円
施設設備費（入学時のみ）	100,000円
授業料（年額）	480,000円
実習費及び教育充実費（年額）	120,000円
校舎管理維持費（年額）	120,000円
教材費	実費